

保護者の皆様へ

昨今の感染者状況を踏まえ、全国各地で発令されていた緊急事態宣言が本県でも5月15日に解除されたところですが、本県では解除後も県立高等学校での分散登校や分割授業、県立特別支援学校での通学バスの増便等の感染防止対策を行いながら、教育活動を継続してきたところです。

この度、22日に出された文部科学省の基本的な考え方、及び25日の国の緊急事態宣言の全国解除を踏まえ、5月27日から県立高等学校において、一斉登校、一斉授業に戻すことといたしました。

ただ、決して感染症が完全に終息したわけではなく、再び感染の拡大が発生する可能性があるという緊張感は維持していく必要があると考えています。県教育委員会としましても、文部科学省からの「学校の新しい生活様式」の基本的な考え方を踏まえ、新型コロナウイルス感染症と共に生きていく社会を前提とし、学校において「3つの密の回避」、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」等、基本的な感染防止対策を継続する「学校の新しい生活様式」を導入し、感染及び拡大リスクを可能な限り低減しつつ教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していきたいと考えております。

ご家庭におかれましても、この趣旨をご理解いただくとともに、これまでと同様に朝晩の検温や手洗いの徹底、マスクの着用等の健康管理を行っていただくとともに、「学校の新しい生活様式」の定着に向けたご協力をお願いします。

また、3月以降の臨時休校や分散登校等により、一部の学校で、学習の遅れが生じているところですが、学校では、授業の時間数を増加させたり、学校行事を延期したりするなどの工夫により、遅れを取り戻してきているところです。今後も、感染拡大の状況によって学習の遅れが生じることも想定されますが、ICTを活用した分散授業や、必要な場合には長期休業期間の短縮等も含めて、様々な工夫を行うことで、年間を通した学習の遅れが出ないように取り組んでいきたいと考えています。

今後も状況に応じて方針や取組が変わることもあろうかと思いますが、県教育委員会としましても、市町村教育委員会と連携を図りながら、今後も最大限子どもたちのために取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

令和2年5月27日

鳥取県教育委員会

教育長 山本 仁志